

KPMG Japan e-Tax News

No.225 30 March 2021



税務情報

国税庁 - 新型コロナウイルス感染症に関するFAQ等の更新

1. 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の更新

国税庁は3月26日、「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)」を更新しました。

このFAQは、新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱いをQ&A形式で網羅的に解説するもので、2020年3月25日に公表されて以来たびたび更新されていますが、今回は2月26日に追加^(*)された下記の設問が更新されました。

(*) 2月26日に更新・追加された設問の概要は、e-Tax News No.222「[国税庁 - 新型コロナウイルス感染症に関するFAQの更新](#)」(2021年3月2日発行)にてお知らせしています。

■ 5 新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係

＜法人税に関する取扱い＞

問7 法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱い

【特定の経費を補填するもの】では、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付される助成金等については、あらかじめその交付を受けるために「必要な手続」をしている場合には、その経費が発生した日の属する事業年度に収益計上することが示されています。

この「必要な手続」に付されている※1では、たとえば休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などがこれに該当するものの、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出が不要とされている場合の雇用調整助成金の収益計上時期(交付決定日の属する事業年度)が示されていました。今回の更新によりこの記載が更新され、上記の計画届の提出が不要な場合であっても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められ、経費が発生した日の属する事業年度に会計上も収益計上しているときには、税務上もその処理が認められることが追記されました。

なお、＜所得税に関する取扱い＞における「問 9-2. 助成金等の収入計上時期の取扱い」も更新され、法人税に関する上記の問7と同様の記載が追記等されています。

2. 英語版「国税の納税の猶予制度 FAQ」の更新

国税庁は、「[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)」において、換価の猶予(国徴法 151、151 の 2)及び納税の猶予(国通法 46)に関する様々な情報を紹介しています。

このページには、2020 年 4 月 30 日に公表されて以来たびたび更新されている「[国税の納税の猶予制度 FAQ](#)」(PDF 508KB)(以下、FAQ)^{(*)1}や「[猶予の申請の手引](#)」(PDF 2,569KB)(以下、手引)、猶予申請書の様式等のほか、英語版のページへのリンクも掲載されています。

(*)1 直近では、国税庁が 2 月 2 日に 2020 年分の申告所得税等の申告・納付期限を、全国一律で 2021 年 4 月 15 日まで延長する旨のお知らせを公表したことに伴い、2 月 5 日、「問 25 特例猶予の猶予期間の終了日はどうやって確認すればよいのか」の記載(注書き)が更新されています。

3 月 18 日、国税庁は、このページの英語版「[For taxpayers who face difficulty paying their national tax due to the influence of the novel coronavirus disease \(COVID-19\)](#)」(Last update: March 18, 2021)を更新しました。

- 英語版のページは日本語版のページのほぼ対訳になっており、手引の英語版「[Guide to Applying for Grace](#)」(PDF 1,377KB)や猶予申請書の英語版の様式等も掲載されています。
- FAQ の英語版「[Frequently Asked Questions about Grace System for National Tax Payment](#)」(PDF 636KB)が 2 月 5 日版に更新され、日本語版の FAQ における 2 月 2 日^{(*)2}及び上記(*)1に記載した 2 月 5 日の更新の内容が反映されています。

(*)2 2 月 2 日の更新の内容は、e-Tax News No.218「[国税庁 - 新型コロナウイルス感染症に関する FAQ の更新](#)」(2021 年 2 月 4 日発行)にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.